鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会 五十里ダム部会 規約

第1条 名称

本会は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・五十里ダム部会(以下「五十里ダム部会」という)と称する。

第2条 目的

五十里ダム部会は、五十里ダム建設事業によって出現したダム空間であるダム堤体 周辺および五十里湖において、豊かな自然環境の保全および良好な水質を確保しつつ、 ダム空間を安全に利用して水源地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、五十里ダム部会は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会(以下「上部組織」という)の下部組織として位置づける。

第3条 協議事項

五十里ダム部会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について協議するものとする。

- (1) 五十里ダム空間の利活用に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 五十里湖の水面利用ルールの策定、変更
- (3) 五十里ダム堤体周辺の利活用に関する検討
- (4) 自然環境及び生態系の保全に関する情報交換及び連絡調整
- (5) 利用者の安全に関する情報交換及び連絡調整
- (6) 水源地域の振興と活性化を図る利用方策の構築
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

第4条 組織

五十里ダム部会は、五十里湖の地域を担当する関係機関、関係団体及び、地元関係者の代表者(以下「委員」という)をもって組織する。(別紙)

2. 委員は五十里ダム部会の承認を得て選任、退任することができる。

第5条 役員の構成

五十里ダム部会は、次の役員を置くものとする。

会長 1名

副会長 1名

第6条 役員の選任

会長は、上部組織の規約第8条を踏まえ、上部組織の副会長が担うものとする。

2. 副会長は、委員の互選により選出する。

第7条 役員の職務

会長は、五十里ダム部会を代表し、会務を総理する

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 事務局

五十里ダム部会の運営に関する事務を行うため、鬼怒川ダム統合管理事務所調査課 内に事務局を置く。

2. 日光市は、事務局を補佐するものとする。

第9条 五十里ダム部会の会議開催

五十里ダム部会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、会長が議長を勤める。

2. 会議は、原則として年 1 回これを開催するものとし、第 3 条に定める事項及び、次年度の五十里ダム空間の利用予定の確認等について協議を行うものとする。

なお、第3条に定める事項について特別に五十里ダム部会で協議する事項が無い場合は、次年度の五十里ダム空間の利用予定を書面にて各委員に送付し、五十里ダム部会の開催を省略することができる。なお、委員から協議の必要性が求められた場合は五十里ダム部会を開催する。

3. 会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

第10条 会議の運営等

会議は、五十里ダム部会を構成する者の過半数の出席が無ければ開催することができない。

- 2. 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることと し、あらかじめ事務局に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者の出席をもっ て当該委員の出席とみなす。
- 3. 委員は、都合により会議を欠席する場合、会長あてに委任状を提出することができることとし、あらかじめ事務局に委任状を提出することにより、当該委員の出席とみなす。
- 4. 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第11条 雑則

この規約に定めるものの他、五十里ダム部会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

第12条 付則

この規約は、令和2年2月5日より施行する。

別紙

委員名簿

組織・所属名称			役員
1		横川自治会 会長	
2	地元関係者	上三依自治会 会長	
3		中三依自治会 会長	
4		芹沢自治会 会長	
5		独鈷沢自治会 会長	
6		五十里自治会 会長	
7		川治自治会 会長	
8		高原自治会 会長	
9		小網自治会 会長	
10		西川自治会 会長	
11		日光市西川財産区議会 議長	
12		川治地区ダム対策委員会 委員長	
13	関係団体	川治振興青年会 会長	
14		川治地区活性化協議会 会長	
15		(一社) 日光市観光協会 鬼怒川・川治支部 支部長	
16		川治温泉旅館組合 組合長	
17		鬼怒川・川治温泉旅館協同組合 理事長	
18		おじか・きぬ漁業協同組合 組合長	
19		湯西川漁業協同組合 組合長	
20	関係機関	今市警察署 署長	
21		日光市消防本部藤原消防署 署長	
22		栃木県水産試験場 場長	
23		日光市地域振興部 部長	副会長
24		日光市藤原行政センター 所長	
25		日光市栗山行政センター 所長	
26		日光市観光経済部 部長	
27		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長	
28		栃木県日光土木事務所 所長	
29		環境省日光国立公園管理事務所 所長	
30		国土交通省関東地方整備局	会長
30		鬼怒川ダム統合管理事務所 所長	